

大阪市教育局規則第 3 号

大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市教育局事務局事務分掌規則（昭和 38 年大阪市教育局規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
[略] 別表（第 2 条関係） [表 別紙 2 挿入]	[同左] 別表（第 2 条関係） [表 別紙 1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の [] の記載は注記である。	

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[別表 別紙 1]

部名	名称	人員
総務部	[同左]	[同左]
	北区教育担当課長	<u>2</u>
	[同左]	[同左]
	此花区教育担当課長	<u>2</u>
	[同左]	[同左]
	東住吉区教育担当課長	<u>2</u>
	[同左]	[同左]

[別表 別紙2]

部名	名称	人員
総務部	[略]	[略]
	北区教育担当課長	<u>1</u>
	[略]	[略]
	此花区教育担当課長	<u>1</u>
	[略]	[略]
	東住吉区教育担当課長	<u>1</u>
	[略]	[略]